

規制改革集中受付月間/全国規模での規制改革要望に対する回答への再検討要請(様式1)

(回答欄)

(再検討要請欄)

(再回答欄)

(要望事項欄)

(回答欄)							(再検討要請欄)		(再回答欄)		(要望事項欄)								
管理コード	項目名	該当法令等	制度の現状	措置の分類	措置の内容	措置の概要(対応策)	その他	各省庁回答に対する再検討要請	措置の分類	措置の内容	措置の概要(対応策)	規制改革要望管理番号	規制改革要望事項管理番号	要望主体	規制改革要望事項番号	規制改革要望事項(事項名)	別表番号	具体的規制改革要望内容	制度の所管官庁等
z3000010	弁護士法第72条の見直し	弁護士法第72条	弁護士法第72条は、同法が例外として定める場合を除いて、弁護士でない者が報酬を得る目的で法律事務の取扱いを業とすることを禁止している。	につきa につきb	につきa につきb については検討中	<p>弁護士法以外の法律において同法第72条の例外が定められていることを明確化する旨の弁護士法第72条ただし書の改正を含む「司法制度改革のための裁判所法等の一部を改正する法律」が第156回国会で成立(平成16年4月1日に施行)。</p> <p>親会社の子会社の法廷外法律事務を無償で取り扱うことは現行制度においても可能である。親会社の子会社の法律事務を有償で業として取り扱うことと弁護士法第72条の関係については、司法制度改革審議会意見(平成13年6月12日)及びこれにのっとり作成された司法制度改革推進計画(平成14年3月19日閣議決定)を受け、司法制度改革推進本部事務局(法曹制度検討会)・法務省において検討しているところである。</p>		<p>・回答では、親会社の子会社の法廷外法律事務を有償で取り扱うことと弁護士法第72条の関係については、司法制度改革推進本部事務局・法務省において検討していることであるが、機能的・費用的な効率化等の観点から、「企業グループ内における親会社の法廷外法律事務の相互委託」を要望しているものであり、弁護士法第72条の前提である「不特定多数」に該当せず、さらに訴訟代理等法廷事務まで望むものではないことから、これらの点についての具体的な対応策を更に検討され、示されたい。</p> <p>・また、回答では、平成16年度までの実施は困難とされているが、司法制度改革推進計画においては、本件について「遅くとも平成16年3月までに所要の措置を講ずる」こととされており、その整合性等を確認するため、具体的な実施時期について、その時期となる理由も含め具体的に示されたい。</p>				5018	5018070	三井住友海上火災保険㈱	7	弁護士法第72条の見直し		<p>弁護士法第72条但書を改め、他の法律の規定により認められる場合にも、弁護士でない者の法律事務の取扱を認める。他の法律の規定によって行なわることが適当でない法律事務(訴訟の代理など)は弁護士法において明確化する</p>	法務省 司法制度改革推進本部
									5029	5029190	(社)日本損害保険協会	19	弁護士法第72条の見直し		<p>弁護士法第72条但書を改め、他の法律の規定により認められる場合にも、弁護士でない者の法律事務の取扱を認める。他の法律の規定によって行なわることが適当でない法律事務(訴訟の代理など)は弁護士法において明確化する。</p>	法務省 司法制度改革推進本部			